

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、約400年続く住友の事業精神を継承し、自社の利益のみを追わず事業を通じて広く社会に貢献していくという理念のもと、活力にあふれ社会から信頼される企業風土を醸成し、技術を基盤とした新しい価値の創造に常に挑戦し続けることで、持続的成長を実現していきたいと考えています。その実現に向けて、実効性の高いコーポレートガバナンスを実現することが重要であると考え、株主を含め様々なステークホルダーとの協働、意思決定の迅速化、執行に対する適切な監督、コンプライアンス体制および内部統制システムの充実・強化、ステークホルダーとの積極的な対話を基本とし、次の方針に則って、コーポレートガバナンスの強化・充実の取り組みを行っています。

- ・当社は、株主の権利を尊重するとともに、株主の円滑な権利行使を実現するための環境整備ならびに株主の実質的な平等性の確保に努めます。
- ・当社は、会社の持続的成長には、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であるとの認識のもと、積極的に企業の社会的責任を果たしていくとともに、社会から信頼される企業風土の醸成に努めます。
- ・当社は、ステークホルダーとの建設的な対話をを行うための基盤作りの一環として、信頼性が高く、かつ利用者にとって有用性の高い情報の提供に努めます。
- ・当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外役員の役割を重視しつつ、変化する社会・経済情勢を踏まえた的確な経営方針・事業戦略を示すとともに、業務執行に対する実効性の高い監督を実施するなど、取締役会の役割や使命を適切に履行します。
- ・当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上との認識を共有するステークホルダーとの建設的な対話を努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

当社は、コードの各原則について、全て実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

<原則1-4>

【政策保有に関する方針】

当社は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化などを目的として、中長期的な経済合理性や将来見通しを総合的に勘案した上で、必要と判断される場合に限り、株式を政策的に保有します。保有する株式については、事業環境の変化などを踏まえ、適宜見直しを行います。

【政策保有株式に係る議決権の行使基準】

政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当該議案の内容が投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的な成長につながるかどうか、また当社の株主利益を毀損するおそれがないかとの観点から、個々の議案毎に検討を行い、賛否を判断することとしています。

<原則1-7>

当社は、当社と取締役との利益相反取引については、法令および取締役会にかかる社内規則に基づき、取締役会の決議および報告を要することとしています。また、当社と関連当事者との取引については、市場価格や市場金利等を勘案して決定しており、当該取引は法令等に従い、計算書類の注記表および有価証券報告書において開示しています。

<原則3-1>

【経営理念・経営戦略・経営計画】

経営理念については当社ホームページにて開示するとともに、経営戦略、中期経営計画については、経営理念に基づき策定・実行し、ホームページ他を通じて、開示しています。

「経営理念」 <http://www.sumitomo-chem.co.jp/company/principles/>

「経営方針」 <http://www.sumitomo-chem.co.jp/ir/policy/>

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針】

本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

【経営陣幹部・取締役に対する報酬決定方針・手続き】

本報告書の「II. 1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載していますので、ご参照ください。

【経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名】

<方針>

的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点から、業績、知識、経験、人格・識見等を総合的に勘案し、それぞれの責務に相応しい人物を選します。また、当社が定める基準に従い、一定の年齢に達した場合は、当該任期終了とともに退任することを原則とします。

なお、社外取締役および社外監査役候補の指名にあたっては、当社取締役・監査役としての責務を適切に果たすことのできるよう、当該候補者が他の上場会社の役員を兼務する場合は、当社を含めて5社以内を目指します。

<手続き>

・代表取締役が、方針に則り、取締役および監査役候補とするにふさわしい人物を選。

・人選結果については、取締役会および株主総会で審議し決定。

【経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】

社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。

取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を記載しています。

<補充原則4-1-1>

当社は、法令による取締役会の専決事項及び定款の規定等に基づき、経営方針・事業戦略や業務執行上の重要案件等について取締役会で

決議しています。

また、経営陣に委任した業務執行が適切になされているかを監督するために、取締役会における業務執行の状況についての報告の充実化を図っています。

<原則4-9>

当社は、社外取締役および社外監査役を独立役員として指定する基準を定めています。当該基準につきましては、当社ホームページに公表していますので、ご参照ください。

<http://www.sumitomo-chem.co.jp/company/governance.html>

<補充原則4-11-1>

当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たし、迅速な意思決定に資するよう、取締役会の人数は一定数以下とともに、取締役会メンバーは以下の知識・経験を有する者で構成することを原則としています。

- ・当社事業に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者
- ・経理・会計等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者
- ・法律、コンプライアンス、内部統制等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者
- ・当社事業に関わらず、会社経営あるいは産業・社会等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者

<補充原則4-11-2>

当社は、社外取締役、社外監査役をはじめ、取締役および監査役の他の上場会社役員兼任状況を「定期取締役会招集ご通知」および有価証券報告書において、毎年開示しています。

また、社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役および監査役の取締役会(監査役は監査役会を含む)への出席率は極めて高く、合理的な範囲内での兼任であると考えています。

<補充原則4-11-3>

社外取締役、社外監査役、会長、社長を出席メンバーとする社外役員懇談会において、取締役会の実効性に関し意見交換を行います。加えて、監査役会で集約した監査役の意見を受領し、これらの意見を基にして、取締役会では、各取締役の行った評価を参考にしつつ、分析・評価を実施します。この評価結果の概要について開示します。

なお、概要の開示については、今年度中に取締役会の実効性の分析・評価を実施し、その後開示する予定です。

<補充原則4-14-2>

当社では、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、取締役、監査役ならびにその候補者に対し、「新任取締役・監査役研修」、「グループ会社新任取締役・執行役員研修」、「役員経営懇談会」、「経営基礎知識研修」など、経営に関する知識習得や視野拡大等に資する各種の研修・相互研鑽活動を継続的に実施していく方針です。

<原則5-1、補充原則5-1-1、5-1-2、5-1-3>

(1) 基本方針

当社は、株主への説明責任を果たし、当社への正しい理解を通じて適正な株価形成と企業価値向上を図るため、株主との間で、経営方針、事業戦略および業績動向に関する適時、適切なコミュニケーションを行います。

(2) 組織体制

コーポレートコミュニケーション担当役員が株主との対話を統括します。また、専任の「コーポレートコミュニケーション室」が主管部署として関連部署と連携して適切な情報収集に努めるとともに、経営陣等による株主との対話機会の設営、運営を行います。

(3) 株主との対話

建設的な対話を促進するため経営戦略説明会や決算説明会等を定期的に開催しています。株主との対話に際してはコンプライアンスを徹底し、インサイダー情報の漏洩には十分留意しています。対話によって把握された意見等は定期的に経営陣等に報告しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	93,218,000	5.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	90,918,000	5.56
住友生命保険相互会社	71,000,000	4.34
日本生命保険相互会社	41,031,597	2.51
株式会社三井住友銀行	38,453,000	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・住友生命保険相互会社退職給付信託口)	29,000,000	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	26,338,000	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	26,098,482	1.60
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	23,734,050	1.45
農林中央金庫	21,825,876	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は上場子会社を有しております。当社と上場子会社は、共有または相互に認識したグループ戦略のもとで事業展開を図り、グループシナジーの発揮とグループ全体での経営成果の最大化を実現することをめざしていますが、その事業運営および取引では自律性を保つことを基本としています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
伊藤邦雄	学者										
池田弘一	他の会社の出身者										
友野宏	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤邦雄	○	同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	同氏には、長年にわたる大学教授としての会計学、経営学等の専門的な知識と企業の社外役員としての豊富な経験を当社経営の監督に活かしていただくため、2012年6月から当社の社外取締役にご就任いただき、その職責を果たしていただいている。
池田弘一	○	同氏が過去に要職を歴任したアサヒグループホールディングス株式会社と当社との間に独立性に影響を与える資本関係や取引関係はありません。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	同氏には、事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かしていただくため、当社の社外取締役にご就任いただきました。 同氏は、当社の株主の負託を受けた独立社外取締役として、中立・公正な立場を保持し、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断しています。
		同氏が最近まで要職を歴任した新日鐵住	同氏には、事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かし

友野宏	<input type="radio"/>	<p>金株式会社と当社との間に独立性に影響を与える資本関係や取引関係はありません。</p> <p>また、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>	<p>ていただきましたため、当社の社外取締役にご就任いただきました。</p> <p>同氏は、当社の株主の負託を受けた独立社外取締役として、中立・公正な立場を保持し、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないものと判断しています。</p>
-----	-----------------------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名委員会	0	0	0	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬委員会	0	0	0	0	0	なし

補足説明 [更新](#)

現在、「役員指名委員会」および「役員報酬委員会」の設置準備中であり、設置完了次第、上記補完予定です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と緊密な連係を保ち、会計監査人から毎期首にその期の監査方針および監査計画についての説明を受けるとともに、会計監査人が実施した会計監査について隨時報告を受け意見交換を行い、必要と認めたときは、独自の立場で会計監査を行う等、連携を図ることとしています。また、内部統制・監査部の実施する内部監査の方針、実施計画、着眼項目等についてあらかじめ内部統制・監査部から連絡を受けるとともに、内部監査実施の経過およびその結果について報告を受ける等、連携を図ることとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横山進一	他の会社の出身者									△				
麻生光洋	弁護士													
加藤義孝	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山進一	○	同氏が、過去に要職を歴任した住友生命保険相互会社から当社は長期資金の借入を行っています。同社からの借入金は当社の借入金全体の3%程度です。また、同氏と当社の間に特別な利害関係はありません。	同氏には、事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な立場から監査にあたっていただきため、当社の社外監査役にご就任いただき、その職責を果たしていただいています。 左記のように、当社は、かつて同氏が取締役会長であった住友生命保険相互会社から長期資金を借り入れておりますが、その割合が当社借入金全体の3%程度であり、かつ、同氏が同社の取締役を退任してから1年を経過していることから、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
麻生光洋	○	同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	同氏には、弁護士ならびに長年にわたる検察官としての専門的な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から監査にあたっていただきため、当社の社外監査役にご就任いただき、その職責を果たしていただいています。 同氏は、当社の株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持し、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
加藤義孝	○	同氏が過去に要職を歴任した新日本有限責任監査法人は、当社の法定監査を行う監査法人でなく、独立性に影響を与える資本関係や取引関係はありません。また、同氏と当社の間に特別な利害関係はありません。	同氏には、長年にわたる公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から監査にあたっていただきため、当社の社外監査役にご就任いただきました。 同氏は、当社の株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持し、当社の一般株主との間で利益相反の生じるおそれはないと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬等は、会社の業績および各人の業績成果に基づいて決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、各期に取締役へ支払った報酬の総額を記載しております。なお、有価証券報告書については、EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)を通じて公衆縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<原則3-1(iii)>

【方針】

1. 報酬体系について
経営陣幹部および取締役(以下「取締役等」という。)の報酬については、「基本報酬」および「賞与」の2つから構成されるものとしています。「基本報酬」については、取締役等の従事職務や中長期的な会社業績を反映するとともに、取締役等の行動が短期的・部分最適なものに陥らぬよう、役位ごとの固定報酬として支給しています。「賞与」については、毎年の事業計画達成へのインセンティブを高めるため当該事業年度の連結業績をベースとして支給額を決定しています。
2. 報酬水準について
各報酬項目の水準については、報酬の客觀性、適正性を確保する観点から、外部第三者機関による役員報酬に関するデータベース、当社従業員報酬との対比、過去の支払実績等の諸データに基づきながら適切な報酬水準を設定しています。
3. 役員報酬委員会の設置
当社は、取締役等の報酬制度および報酬水準ならびにそれらに付帯関連する事項に関する取締役会の諮問機関として「役員報酬委員会」を設置しています。当該機関は、社外役員を主要な構成員とし、役員報酬制度や水準等の決定に際して取締役会に助言することで、その透明性と公正性を一層高めることを目的としています。

【手続】

当社の取締役の報酬決定の手続は、基本報酬(月額報酬)および賞与の合計額が株主総会の決議によって定められた報酬総額の上限額(10億円以内)の範囲内において決定します。各取締役の基本報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき決定します。また、経営陣幹部の報酬は、代表取締役が当社の定める基準に基づき決定します。
取締役の賞与については、当該事業年度の連結業績をベースとして、各取締役の職務内容等を勘案して、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定します。また、経営陣幹部の賞与は、当該事業年度の連結業績をベースとして、各幹部の職務内容等を勘案して代表取締役が決定します。
なお、当社は、取締役会の下に社外役員を主要な構成員とする「役員報酬委員会」を設置し、取締役の報酬の決定に際して助言を得ることとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役の職務を補佐するための専任部署を設置し、監査役から指揮命令を受ける専従のスタッフを置くなど、監査役の機能強化に努めています。また、取締役会の議案について担当部署から事前に議案の説明を受けたり、必要に応じて、「内部・統制監査部」を含む業務執行部門、会計監査人等から適宜報告および説明を受けるなどして、社外監査役への情報伝達体制の確保に努めています。社外取締役については、2012年6月開催の定時株主総会より選任し、2015年6月から3名体制に移行しています。取締役会の議案や重要案件については、事前に担当部署から説明を行い理解を深めた上で、取締役会に出席するなど、当社経営の監督にあたっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織

当社は監査役制度を採用しています。また、重要な意思決定の迅速化・業務執行責任の明確化を図るために、執行役員制度を採用するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るために、取締役の任期は1年としています。現在の経営体制は、取締役10名(いずれも日本人、男性)と執行役員34名(うち取締役兼務者7名)。執行役員34名の内訳は日本人32名・外国人2名、男性33名・女性1名)であります。取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めに則り、経営上の重要事項について意思決定するとともに、各取締役の職務の遂行を監視、監督しております。執行役員は、代表取締役から権限委譲を受けて、取締役会が決定する経営戦略に基づき、業務を執行しています。経営の意思決定を支える機関である「経営会議」(取締役全員(社外取締役をのぞく)と一部のコーポレート部門の執行役員、常勤の監査役1名で構成し、原則年24回開催)や、当社ならびに当社グループの経営に関わる重要事項について広範囲かつ多様な見地から審議する社内会議「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」、「レスポンシブル・ケア委員会」(いずれも年1回以上開催)、その他の委員会を設置することで、業務執行、監督機能等の充実を図っています。

(2) 監査役監査の状況

監査役は5名であり、そのうち3名は社外監査役であります。監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な事業所およびグループ会社において業務および財産の状況の調査等を実施しています。また、「内部統制・監査部」および会計監査人から適宜報告および説明を受けて、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

(3) 内部監査の状況

内部監査は、専任部署である「内部統制・監査部」が実施しています。内部監査は、当社グループの役員・従業員の業務遂行において、内部統制が有効に機能しているか、業務が適正かつ妥当に行われているかについて監査を実施しています。なお、環境・安全・PL(製品安全)等に係る事項については、担当の部署(「レスポンシブルケア室」)がレスポンシブル・ケア監査を実施しています。

(4) 会計監査の状況

会社法および金融商品取引法に基づく会計監査において、有限責任あずさ監査法人が監査業務にあたっています。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりです。

監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 高波博之、小野友之、川瀬洋人

(5) 諮問委員会の状況

取締役会の下に社外役員を主要な構成員とする「役員指名委員会」を設置し、経営陣幹部の選任ならびに取締役候補者および監査役候補者の指名に際して助言を得ています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役の過半数を社外監査役とし、会社経営の健全性はもとより、効率性の面についても有益な意見をいただくこととしており、さらにその意見を業務執行に活かすことで、監査役の機能の充実化を図り、監視機能を強化しています。上記に加えて、取締役会の監督機能をより一層強化し、経営の透明性・客観性を高めることを目的として、2012年6月開催の定時株主総会より社外取締役1名を選任し、2015年6月から3名体制になっています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の早期開催と招集通知の早期発送に努めています。 (株主総会開催日:2015年6月23日、招集通知発送日:2015年6月1日、招集通知のWEB開示:2015年5月26日)
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を回避した日程の設定に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	2004年3月期にかかる株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年3月期にかかる株主総会から、議決権電子行使プラットフォームへの参加を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社のホームページに招集通知(要約)の英文を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催		あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催		あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに専用ページを設け、各種資料を掲載しています。 http://www.sumitomo-chem.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	専任部署として「コーポレートコミュニケーション室」を設置し、株主・機関投資家に対して、投資判断に必要な情報を適時、公正公平にかつ継続して提供し、IR・広報活動の強化・推進に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業活動における基本的な行動基準を成文化した「住友化学企業行動憲章」ならびにその具体的な方針を定めた企業行動要領を制定し、全役員・従業員にマニュアル化して配布しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR(企業の社会的責任)の推進を経営の基本に据え、経済性の追求、環境・安全・品質保証活動、社会的活動のそれぞれにバランスよく取り組んでいます。
その他	現在の経営体制は、取締役10名(いずれも日本人、男性)と執行役員34名(うち取締役兼務者7名。執行役員34名の内訳は、日本人32名・外国人2名、男性33名・女性1名)であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

- (1)当社は、化学会社として、世界の持続的発展に貢献するため、有用で安全性に配慮した技術や製品を開発し、社会に提供することを事業としており、役員・従業員は、社会の信頼の確保を大切にし、「経営理念」、「住友化学企業行動憲章」や「国連グローバル・コンパクト」等に基づき、事業活動を行うものとする。
- (2)当社は、業務の適正を確保するために必要な体制(以下、「内部統制システム」という)の整備を組織が健全に維持されるための必要なプロセスであり、かつ、事業目的達成のために積極的に活用すべきものであると認識し、以下の「内部統制システム」を構築するとともに、経営環境の変化に応じてこれに修正を加えることにより、株主をはじめとするステークホルダーの利益に適う経営を行っていくこととする。また、かかる目的を確実に実践するため、専門の委員会を設置する。

2. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、法令および定款に基づき、会社の機関として、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
- (2)取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役の任期は1年とし、経営環境の変化に迅速に対応する。取締役会は、取締役が法令および定款を遵守しているか、また、「内部統制システム」に関する基本方針に従い、適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
- (3)取締役は、財務報告の信頼性を確保し、また会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書(電磁的方法により記録したものも含む。)の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存および管理する。

4. 当社および当社のグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団の事業の方針、事業計画、経理・財務、研究・開発等に関する重要事項について、目標を適切に定め、またそれらの進捗を管理する。
- (2)取締役会は、業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員を選任し、取締役会が決定した特定の業務領域において業務を執行させる。
- (3)取締役は、ITを活用した当社および当社のグループ会社から成る企業集団の経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

5. 当社の使用人、および当社のグループ会社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、「住友化学企業行動憲章」のもと、社会規範の遵守と倫理観の高揚に関する教育をするなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。
- (2)当社は、コンプライアンスを統括する委員会を設置して、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。
- (3)当社は、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置して、事態の迅速な把握と是正に努める。
- (4)当社は、従業員が行う業務の適正、有効性を検証するため、内部監査部署を設置するとともに、重要な損失の危険(以下リスクという)のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講ずる。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部署等の監査による指摘事項に対しては、被監査部署等において、一定期間内に適切な改善策をとることとする。
- (5)当社は、法令および定款に適合した企業活動を遂行するための最適な組織を設計・構築し、各組織の役割・機能を明確にする。
- (6)当社は、組織の目標を達成するために、従業員が果たすべき目標の設定を促し、その目標の達成度をもとに従業員の評価および処遇をなすことを柱とした人事制度の公正な運用に努める。
- (7)当社は、国内外の主要なグループ会社に対して、当社と同等のコンプライアンス体制を導入し、適切に運用するよう求めるとともに、内部監査を実施することにより、グループ全体の適切な内部統制の構築、維持、改善を図る。

6. 当社および当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団のリスクに関する意識の浸透、リスクの早期発見および顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めた規程を整備する。
- (2)当社は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団のリスクマネジメントを統括する委員会を設置して、リスクマネジメントに関する全社方針を定め、リスクを評価し、リスクマネジメントに関する計画の立案・実行の状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。
- (3)当社は、全社をあげて取組るべき緊急事態が発生した場合には、本社対策本部を設置し、迅速な事態の究明と解決に努める。

7. 当社および当社のグループ会社から成る企業集団の運営、ならびに当社のグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)当社は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団の運営に関する規程を整備し、当該規程の下で国内外のグループ会社に対して事業の方針、事業計画、その他事業上の重要事項の報告を求めるとともに、グループ会社との間で経営戦略に関する相互認識を深め、共存化に努める。
- (2)当社は、当社の監査役が主要なグループ会社の監査役その他の監査担当者との情報交換に努め、相互に連携して、企業集団の監査の実効性を確保できる体制の整備に努める。

8. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役の職務を補佐すべき使用人に関する事項

当社は、社内規程に基づき、当社の監査役の指揮を受けその職務を補佐する専任の従業員を置く。当該従業員の人事については、監査役の承認を得た上で行う。

(2)監査役への報告に関する事項

- a. 当社の取締役および従業員は、当社ならびに当社のグループ会社の重要事項に関する会議に常勤監査役が参加できる体制を整備するほか、法令に基づく事項に加え、当社および当社のグループ会社に関して当社の監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行う。

b. 当社の取締役は、内部監査部署の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査役へ報告を行う。

- c. 当社は、当社の取締役および従業員、ならびに当社のグループ会社の取締役、監査役、従業員が当社の監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保できる体制を整備する。

(3)監査役の職務の執行について生じる費用に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生じる費用は、監査役の職務の執行に必要なものを確保できる体制を整備する。

(4)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。
- b. 当社は、当社の監査役が主要なグループ会社の監査役その他の監査担当者との情報交換に努め、相互に連携して、企業集団の監査の実効性を確保できる体制の整備に努める。

9. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を持たないこととし、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、当社の全役職員に配布、徹底している「住友化学企業行動マニュアル」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を明文化するとともにこれを当社ホームページにも掲載しております。また、総務法務室(総務)を対応統括部署とし、警察を含む外部専門機関との連繋、反社会的勢力に関する情報の収集・管理および社内への周知・注意喚起などを行っています

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策の導入の予定はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別添(1)をご参照下さい。

(2) 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。模式図は、添付(2)をご参照下さい。

A. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(a) 基本方針

当社は、株主、取引先、地域社会の方々等、企業をとりまくさまざまな関係者とのコミュニケーションを積極的に行うことを事業活動の基本とし、当社の経営内容、事業活動状況等の企業情報の開示については、関係法令に従い、正確かつタイムリーに行うことを方針としています。なお、この方針は、当社の行動憲章・要領として全ての役職員に配布徹底しております。

(b) 組織体制

会社情報開示の実際の活動は、専任の「コーポレートコミュニケーション室」が主管部署となり、関連部署と連携してタイムリーかつ継続的な情報開示に努めています。

金融商品取引法および証券取引所が定める開示規則等に要請される重要な事項以外であっても、当社または子会社の運営、業務および財産に関して取締役会などで決定した事項や、各部署で発生・把握した事項のうち投資判断に影響を与えると思われる情報なども積極的に開示するようになります。また、会長・社長をはじめとする役員等が率先して説明責任を果たす場を持つよう努力しています。

(c) 内部情報の管理

未公表の重要な会社情報については、これを「内部情報」と定義して、役職員により厳重管理するとともに、「総務法務室(総務)」が集中把握する旨の社内規程(「内部者取引管理規程」)を作成し、インサイダー取引に該当する行為や、その疑いを招く行為の防止に努めています。

なお、適時開示に係る社内体制を図示すると別添(2)のようになります。

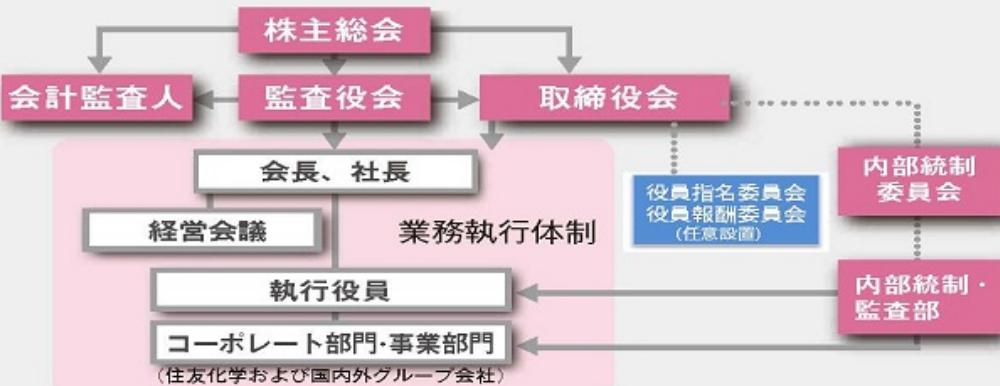
B. 会社情報の管理に係るモニタリング

役職員の業務遂行において、内部統制が整備され有効に機能しており、また、全社の業務が適正かつ妥当に行われているか点検するためには、監査役の会社法上の監査のほか、「内部統制・監査部」による監査を実施しており、グループ会社に対する内部監査も定期的に実施しております。

加えて、全社横断の組織「コンプライアンス委員会」を設置して、役職員による事業活動に係る全ての法令、行動憲章・要領等の遵守状況を監視・監督する体制を構築し、健全な業務執行の維持改善に努めています。また、グループ会社についても同様の体制を構築しております。

【別添(1)】

コーポレート・ガバナンス体制



【別添（2）】

